

おためしサテライトオフィス 利用支援補助金

県外事業者に
施設を利用して
いただくきっかけに！



本事業にご登録いただける施設
(サテライトオフィス・コワーキングスペース) を

募集

します！！

おためしサテライトオフィス利用支援補助金とは？

県外事業者に鳥取県内のサテライトオフィス等を体験していただくことで、新規拠点開設を促すことを目的とした補助金です。
サテライトオフィス等の利用料金の割引きを行っていただける**県内施設を支援**します！

県外事業者の県内のサテライトオフィスやコワーキングスペースの短期利用(3日間～1カ月)料金を**減免していただいた場合、**
通常の施設の利用料金との差額を鳥取県が補助します！

補助率

10/10

最大

13 万円

ご登録いただいた施設は
鳥取県がHPや県外本部等で
積極的に県外事業者様に
PRします！

【問合せ先】 鳥取県 商工労働部 立地戦略課

TEL：0857-26-7245 FAX：0857-26-8117

メール：ritti@pref.tottori.lg.jp

本制度の詳細☞ <https://www.pref.tottori.lg.jp/309078.htm>

鳥取県企業立地ガイド☞ <https://ritti-pref.tottori.jp/>



詳細・登録様式はこちら

補助事業概要

補助対象	県内サテライトオフィス等運営事業者
対象経費	県内進出を検討する県外事業者のサテライトオフィス等施設利用料金の減免額
上限額	13万円 ／1施設（1回の利用あたり5万円が上限）
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ①交付要綱において規定する施設登録を受けること。 ②県外事業者の施設の利用前に県に利用予定届を提出すること。 ③県外事業者の施設の利用時に県が別に定めるアンケートを実施すること。（アンケートは県が企業誘致に活用します。） ④県の誘致活動として、施設の情報や当該施設の利用状況等の情報の二次利用（県ウェブサイトへの掲載等）、その他の情報提供等に協力できること。
その他	対象となるサテライトオフィスやコワーキングスペースは、インターネット環境、机・椅子の設置など、テレワークの実施に適した環境を有する施設です。また、事業実施に当たっては新型コロナウイルス等感染症拡大対策へのご協力をお願いします。

補助事業の流れ

